

戦没者の遺骨収集の推進等に関する法律案新旧対照表

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕 一〇百四 〔略〕 百四の二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。 百五 前号に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関すること。 百六〇百十一 〔略〕 2 〔略〕</p>	<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕 一〇百四 〔略〕 〔新設〕 百五 旧陸海軍の残務の整理に関すること。 百六〇百十一 〔略〕 2 〔略〕</p>